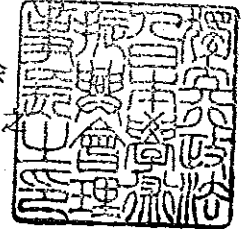


平成20年度グローバルCOEプログラム 採択拠点大学長 殿

独立行政法人 日本学術振興会
理事長 小野元



日本学術振興会特別研究員（グローバルCOEプログラム）候補者の推薦について（依頼）

本会は、文部科学省が平成19年度より実施している「グローバルCOEプログラム」に選定された拠点で研究する博士課程在学者を、特別研究員として採用する制度を実施しています。

本制度は、国際的に卓越した教育研究拠点形成が期待される「グローバルCOEプログラム」採択拠点において、主体性をもって研究する優秀な博士課程在学者を支援することにより、世界をリードする創造性豊かな研究者の養成を目的とするものです。

つきましては、平成20年度「グローバルCOEプログラム」に採択された教育研究拠点に対し、下記のとおり候補者の推薦を依頼しますので、特別研究員申請書等を作成のうえ、本会に提出願います。

記

1. 特別研究員（グローバルCOEプログラム）候補者の推薦

大学院博士課程在学者で、優れた研究能力を有し、グローバルCOEプログラムに選定された研究拠点で、主体性をもって研究する者を推薦願います。

2. 被推薦資格

(1) 特別研究員・DC1（大学院博士課程在学者）

年 齢	採用年度の4月1日現在
	① 3年制又は5年一貫制の博士課程在学者：34歳未満
	② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者（次の③、④を除く）：35歳未満
	③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者：36歳未満
	④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者：37歳未満

在学年次	採用開始日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、採用年度の4月1日において次のいずれかに該当する者（外国人も含む） ① 区分制の博士課程後期第1年次に在学する者 ② 一貫制の博士課程第3年次に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次に在学する者 ④ 医学、歯学又は獣医学系の博士課程第2年次に在学する者 ※ ①～③において、採用年度の4月1日までに博士課程後期等に進学する予定の者を含む
------	--

(2) 特別研究員・DC2（大学院博士課程在学者）

年齢	採用年度の4月1日現在 ① 3年制又は5年一貫制の博士課程在学者：34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者（次の③、④を除く）：35歳未満 ③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者：36歳未満 ④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者：37歳未満
在学年次	採用開始日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、採用年度の4月1日において次のいずれかに該当する者（外国人も含む） ① 区分制の博士課程後期第2年次以上の年次に在学する者 ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次に在学する者 ④ 医学、歯学又は獣医学系の博士課程第3年次以上の年次に在学する者 ※ ①～④において、博士課程に標準修業年限を超えて在学する者を含む

(3) 過去に日本学術振興会特別研究員（以下「一般の特別研究員」という。）及び日本学術振興会特別研究員（21世紀COEプログラム）に採用されたことのある者を、推薦することはできません。（今後、特別研究員（グローバルCOEプログラム）採用者も、同様の扱いとなります。）

(4) 平成21年度採用分の一般の特別研究員に申請中の者については、特別研究員（グローバルCOEプログラム）に採用された場合は、一般の特別研究員の申請は取下げになります。（来年度以降も同様の取扱いとなります。）

(5) 原則として過去に一般の特別研究員に申請し、不採用となった者を推薦することはできません。ただし、その後の研究業績等を勘案し、推薦することを学長が相応しいと判断する場合はこの限りではありません。この場合、別紙「選考結果報告書」の「5. 選考理由」欄に一般の特別研究員に申請した当時よりも優れた点（研究計画、研究業績等）を具体的に記述してください。

(6) 平成22年度採用分以降の被推薦資格については、一般の特別研究員の資格要件に合わせて変更されることがあります。

3. 留意事項

(1) 選考に当たっては、学内のみならず、公募（ホームページ等）により募集し、選考委員会等による公正な審査のうえ、候補者を推薦願います。なお、外部の者が候補となった場合は、特別研究員採用時まで、編入等の手続が必要となります。（「(7) 受入研究者」を参照してください

い。)

(2) 採用数

各拠点が推薦できる人数は、1拠点につき1名となります。1拠点につき同時に2名以上を採用することはできません。

(3) 採用期間

DC1は3年度目の年度末、DC2は2年度目の年度末を限度とします。ただし、グローバルCOEプログラムの事業が打ち切られた場合は、その時点で採用を中止します。また、事業期間を超えての採用はできません。さらに、採用期間が12ヶ月未満となる場合や採用開始日を1月～3月とする場合の採用は行いませんのでご注意ください。

なお、今回推薦いただく方の採用は平成20年10月以降となります。

(4) 補充採用の扱い

特別研究員(グローバルCOEプログラム)として採用された者が、真にやむを得ない事情で辞退した場合、その後任を採用(1名のみ)することが可能です。この場合の採用期間も上記「(2)採用期間」のとおりです。

(5) 採用期間中に博士号を取得した場合の扱い

特別研究員(グローバルCOEプログラム)として採用された者が、採用期間中に博士号を取得した場合(人文・社会科学の分野の者で標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した場合を含む。)は、当該年度に限り特別研究員PDとして採用を継続し、当該年度末をもって採用を終了します。一般の特別研究員DC1、DC2とは取扱いが異なりますので、特にご留意願います。

(6) 採用経験者の一般の特別研究員への申請について

特別研究員(グローバルCOEプログラム)採用経験者は、一般の特別研究員DCに申請することは認められません。

なお、他の資格要件を満たす場合、一般の特別研究員PDに申請することは可能です。

(7) 受入研究者

受入研究者は、グローバルCOEプログラム採択拠点のリーダーまたは事業推進担当者となります。(注:受入研究者は採用される特別研究員DCの学籍上の指導教員である必要があります。)

(8) その他、採用に係る取扱いについては、一般の特別研究員に準ずるので、採用後に配布する手引等を参照してください。

4. 研究奨励金

平成20年度の支給予定額は以下のとおりです。なお、奨励金の額については諸情勢により変更することがあります。

DC1、DC2:月額 200,000円

5. 研究費

科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の応募資格が与えられます。ただし、採用開始日が10月2日以降となる場合は、当該年度の応募はできません。

6. 提出書類及び提出部数

候補者を推薦する場合は、(1)、(3)については候補者が、(2)については受入研究者が作成し、拠点リーダーが作成した(4)を添付し、大学事務局で取りまとめて、提出願います。

- (1) 特別研究員申請書〔兼申請カード〕・・・・・・・・・・・・・ 原本1部、写し2部
(A4判、両面コピー)
- (2) 現在の受入研究者の評価書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原本1部、写し2部
(A4判、両面コピー)

(注：評価者において原本及び写しを作成し、これらを併せて封筒(角2)に入れ厳封してください。)

- (3) 特別研究員申請カード ((1)の1、2ページ目の写しを正本とします)・・・1部
(A4判、両面コピー)
- (4) 各拠点が候補者を決定した選考理由・過程等を記した「選考結果報告書」・・・1部
(A4判)

※申請書等の電子ファイルを、各拠点大学の特別研究員事務担当者（研究者養成事業の電子申請システム機関担当者）あてに、電子メールにより別途お送りします。

また、申請書は一般の特別研究員に準じた形で作成願います。また、分科・細目コード表等は、<http://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/chordlist.html> 本会ホームページをご覧ください。

なお、特別研究員（グローバルCOEプログラム）は、電子申請システムによる受付はしておりません。

7. 審査方法

本会の特別研究員等審査会において、書類選考により行います。

8. 受付期間

平成20年7月28日（月）～7月31日（木）（平成20年10月1日採用分）

なお、候補者が無く今回の推薦を見送った場合、または特別研究員（グローバルCOEプログラム）の辞退等により拠点の採用枠が空いた場合、推薦は随時受け付けます。この場合、採用予定月の3ヶ月前の月末を提出期限とします。

〔例 平成21年4月1日からの採用の場合、提出期限は平成21年1月31日
平成21年5月1日からの採用の場合、提出期限は平成21年2月28日〕

9. 採用辞退

やむを得ず、採用（内定含む。）後に辞退することとなった場合は、本会所定の辞退願に必要事項を記入し、本会に提出願います。

10. 申請書類提出先

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地

独立行政法人 日本学術振興会 総務部 研究者養成課

特別研究員（グローバルCOEプログラム）募集担当

TEL：03-3263-5070（ダイヤルイン）